

# 輸入される牛への耳標装着及び情報提供等に係る 取扱要領の策定等について

平成14年 9月19日 14動検第563号

家畜個体識別センターへの輸入牛に関する個体情報の提供については、「輸入動物の検査手続きに係る ANIPAS の運用開始について（平成14年 3月20日付け13動検第976号）」の別添 2「輸入家畜の取扱いについて」により、輸入業者等の協力を得て実施してきたところである。

一方、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第 8 条第 2 項の規定により、牛の所有者は牛の個体情報等必要な情報を提供しなければならないとされているが、動物検疫所は、牛の輸入状況の把握や輸入者との連絡が可能であることから、「牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に伴う家畜個体識別システムの円滑な運営について（平成14年 7月31日付け14生畜第2871号畜産部長通知）」により、輸入牛の耳標装着や個体情報の提供等に係る指導等について協力するとともに、家畜個体識別システムの管理を行う（独）家畜改良センターと密接に連携を図り、当該システムの円滑な運営に協力するよう依頼されているところである。また、このことに関連して、（独）家畜改良センター理事長から「家畜個体識別システム推進のための連携について（平成14年 8月28日付け14独家セ573号）」により、動物検疫所に対し特段の配慮が求められている。

これらを踏まえ、別添 1 のとおり新たに「輸入される牛への耳標装着及び情報提供等に係る取扱要領」を定めるとともに、別添 2 のとおり「輸入動物の検査手続きに係る ANIPAS の運用開始について（平成14年 3月20日付け13動検第976号）」の別添 2「輸入家畜の取扱いについて」を一部改正したので了知の上、関係者に対する周知徹底を図られたい。

別添 1

平成14年 9月19日 14動検第 563号  
平成15年 1月15日 14動検第 898号  
平成15年12月 1日 15動検第1001号

## 輸入される牛への耳標装着及び情報提供等に係る取扱要領

### 1 牛の輸入に関する情報の提供

企画連絡室調査課は、家畜改良センター個体識別部（以下「個体識別部」という。）が輸入牛に装着する耳標をあらかじめ確保することに資するため、毎月末までに、翌々月の全国の牛の輸入予定情報（収容予定日別及び輸入場所別の頭数）を取りまとめ、個体識別部に提供するものとする。

### 2 牛の輸入者に対する耳標交付等に係る協力

1 の情報に基づき、個体識別部から輸入牛に装着する耳標が輸入検疫を実施する動物検疫所（本所、支所、出張所）あてに送付されるので、耳標を受領した各動物検疫所は、牛の輸入者又は牛の輸入者が

ら委託を受けた管理者へ耳標を配布するものとする。その際、別紙様式により、耳標の受領数と交付数等の記録を行い、送付された耳標の管理を行うものとする。また、交付した耳標が動物検疫終了までに装着されるよう、牛の輸入者に対し指導するものとする。

### 3 牛の輸入者からの輸入の届出に対する指導等

牛の輸入者が牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条第2項の規定に基づき行う届出については、個体識別部が定める輸入牛報告カード等を使用して行うこととされている。当該カード、報告手順等については、個体識別部から輸入検疫を実施する動物検疫所あてに送付されるので、牛の輸入者から問合せ等があった場合には、当該カード等を配布するほか、輸入牛報告カードを使用した届出等について牛の輸入者に対し指導するものとする。

### 4 動物検疫所からの家畜個体識別情報の提供

輸入牛に関する届出については、牛の輸入者から個体識別部へなされることになっているが、動物検疫所としても、確実な届出体制の確立に協力することとし、企画連絡室調査課は、検疫業務報告作成要領に基づき各所から報告される輸入家畜の検疫成績明細表をもとに、輸入者、解放日、解放頭数及び輸入検疫証明書番号に関する情報を、当面の間、毎月中旬に、個体識別部に提供することとする。

### 5 その他

個体識別部は、輸入牛に対する耳標装着及び届出体制を確立するため、牛の輸入者等に対する説明会の開催等により指導することとしていることから、動物検疫所（支所、出張所を含む。）は、個体識別部が行う指導に協力することとし、牛の輸入者等から問合せ等があった場合には、個体識別部に連絡を取るよう指示するものとする。



「輸入動物の検査手続に係る ANIPAS の運用開始について

(平成14年3月20日付け13動検第976号)の

別添2「輸入家畜の取扱いについて」新旧対照表

改正案	現行
<p>1 輸入業者に対する指導</p> <p>動物検疫所(支所及び出張所を含む。以下同じ。)は、家畜を輸入しようとする者(以下「輸入業者」という。)に対し次により指導するものとする。</p> <p>(1) 家畜個体識別システムに係る情報の届出</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>1 輸入業者に対する指導</p> <p>動物検疫所(支所及び出張所を含む。以下同じ。)は、家畜を輸入しようとする者(以下「輸入業者」という。)に対し次により指導するものとする。</p> <p>(1) 家畜個体識別システムに係る情報の届出</p> <p>ア 輸入業者(牛を輸入する場合に限る。以下(1)において同じ。)は、家畜伝染病予防法施行規則第49条に基づく輸入検査申請書(家畜伝染病予防法施行規則別記様式第23号1)を輸入牛の係留検査を行う動物検疫所あてに提出、又はANIPASを利用して輸入検査申請するに当たり、仕向先欄には仕向先の農家コード及び市町村コードを記入又は入力すること。この場合、仕向先名称及び詳細住所の記入は不要とする。</p> <p>イ 輸入業者は、可能な限り</p>

輸入牛の生年月日の情報入手に努め、動物検疫所に報告すること。

ウ 動物検疫所は、装着した耳標番号及びア、イの情報を取りまとめ家畜個体識別センターに報告を行う。